

鳥取県建築士審査会公募委員募集要項

建築士法(昭和25年法律第202号)第28条に基づき設置する「鳥取県建築士審査会」の委員を公募します。

鳥取県建築士審査会は、建築士(二級建築士又は木造建築士に限る。以下同じ)試験に関する事務のほか、建築士及び建築士事務所の処分に際しての同意など、建築士法によりその権限に属せられた事項の処理を行う機関であり、委員は原則として建築士から任命されることとなっています。

ついては、県内で活躍される建築士の方から、自らの経験や業績などを活かして、より県民の目線で業務に従事していただける公募委員を募集しますので、御応募ください。

◆ 募集人数 1名

◆ 応募資格 鳥取県に在住の方で、次のすべての要件を満たす方

- ①令和8年10月26日時点で満18歳以上である方
- ②建築士資格(一級建築士、二級建築士又は木造建築士のいずれか)を有し、建築士法により、その権限に属された事項に関する審議等において積極的に意見をいただける方
- ③任命時点で県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方
- ④本審査会に出席できる方
- ⑤鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でない方
- ⑥国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方
- ⑦建築士資格を必要とする業務に従事し、又は従事したことがある方

◆ 募集期間 令和8年7月15日(水)～ 7月28日(火) 必着(14日間)

◆ 応募方法

①応募書類の記載事項

氏名、住所、生年月日、年齢、性別、職業、有する建築士免許、電話番号(自宅もしくは携帯番号)、電子メールアドレス、勤務先(名称、役職、住所地及び電話番号)、国や県、市町村の附属機関等の委員又は関係団体等の役員就任歴、建築士資格を必要とする業務に関する事項及び志望理由(400字程度で記載してください。)

②添付書類

建築士免許の写し

③提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参

◆ 応募書類提出先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

電話: 0857-26-7130 / ファクシミリ: 0857-26-8113

E-mail: jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

◆ 選考方法

応募資格を満たす方の中から、提出された応募書類の書面審査を行い、委員を決定します。

◆ 選考結果の通知 応募された方全員に、郵送によりお知らせします。

◆ その他

- ・応募書類は返却いたしません。
- ・応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

鳥取県建築士審査会

- ◇ 役割 建築士試験の事務や建築士の処分に係る同意などについて、建築士としての経験等から審査をしていただきます。
- ◇ 任期 発令日(令和8年10月下旬を予定)から2年間
- ◇ 審査会の構成 5名(関係団体役員、建築士事務所経営者等)
- ◇ 審査会の開催
 - ① 開催回数 年2回程度
 - ② 開催の時間 2時間程度(審査案件により異なります)
 - ③ 開催場所 鳥取市内を予定しています
- ◇ 委員報酬 県の規定により報酬、交通費を支給します
- ◇ 氏名等の公表 委員に就任された場合は、氏名等を公表する場合があります

【問合せ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

電話: 0857-26-7130 ファクシミリ: 0857-26-8113